

議案第 58 号

令和 7 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 5 回)

令和 7 年度小金井市一般会計補正予算（第 5 回）

令和 7 年度小金井市の一般会計の補正予算（第 5 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 0 月 2 日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		千円 6,484,213	千円 654	千円 6,484,867
	4 社 会 教 育 費	888,238	654	888,892
13 予 備 費		76,776	△654	76,122
	1 予 備 費	76,776	△654	76,122
歳 出 合 計		56,520,582	0	56,520,582

第 2 表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
空調設備機器借上料（東センサー）	令和 8 年度 ～令和 1 7 年度	77,757 千円

議案第 58 号資料 1

令和 7 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 5 回)

1 総括 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 6,484,213	千円 654	千円 6,484,867
	4 社 会 教 育 費	888,238	654	888,892
13 予 備 費		76,776	△654	76,122
	1 予 備 費	76,776	△654	76,122
歳 出 合 計		56,520,582	0	56,520,582

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			654
			654
			△654
			△654
			0

項 4 社会教育費

-8-

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
654			
654	13 使用料及び賃借料	654	2 公民館維持管理に要する経費（公 民 館） 654
			13 使用料及び賃借料 (654)
			空調設備機器借上料（東センター） 654

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	76,776	△ 654	76,122			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 654		千円	千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

追加

事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支出（見込）額		令和7年度以降の 支出予定金額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国都支出金	地方債	その他	一 般 財 源
空調設備機器借上料（東センター）	77,757			令和8年度 ～令和17年度	77,757				77,757

(単位:千円)

東センター空調設備整備事業概要

1 目的

東センターの空調設備の整備を実施し、施設の運営に支障のない状態を目指すとともに、来館する市民が安心して利用できる環境を整える。

2 事業内容

東センター空調設備は、昭和 63 年の開館当初から使用しており、ここ数年は重大な不具合が発生し、その都度修繕等を行い、使用を継続してきたが、機器の老朽化に伴う構造的な疲労、交換部品廃番等により部分的な修繕が困難な状況となっている。

利用者や職員の安全性を確保し、安心して利用できる施設とするため、早急に空調設備の抜本的な改善が必要であることから、更新整備を行う。これまでの空調設備は 1 系統であったため、不具合発生の際には全館の空調が停止する構成であったが、今後は 3 系統とし、不具合発生の際も全館停止とならない構成とする。

3 スケジュール（予定）

令和 7 年 11 月上旬 契約締結
令和 8 年 1 月中旬 整備開始
令和 8 年 3 月上旬 稼働（賃貸借）開始

※整備に要する期間は約 2 か月であり、その間は全館休館とする。

4 予算額

(1) 歳出

空調設備機器借上料（東センター） 654 千円

(2) 債務負担行為

（期間：令和 8 年度～令和 17 年度） 限度額 77,757 千円